

金沢市被災宅地等復旧費補助金交付制度

地震により被害を受けた宅地の被災者の負担軽減を図るため、宅地に関する復旧工事費等の費用を補助します。

補助額

対象工事に要する額から50万円を控除した額に5/6を乗じた額で958.3万円が上限になります。

※対象工事額とは、調査、設計、工事に要した費用の合計です（消費税及び地方消費税を含む）。

〈制度活用の例〉

復旧工事に要する費用

壊れた擁壁の復旧費	100万円
陥没した地盤の復旧費	50万円
住宅基礎の傾斜修復費	500万円
計	650万円

補助金額の算定

$(650万円 - 50万円) \times 5/6 = 500万円$

〈補助金算定の例〉

対象工事額	補助金額	自己負担額
50万円	0万円	50万円
200万円	125万円	75万円
800万円	625万円	175万円
1,200万円	958.3万円	241.7万円

基本要件

対象者

市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者
（管理者又は占有者は所有者から工事の施工について承諾を得たものに限る）

対象地

令和6年能登半島地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない）の用に供されていた土地

対象工事

対象者が行う以下の工事が対象になります。
 令和6年1月1日以降に着手した工事も対象になります。

(1) 復旧工事

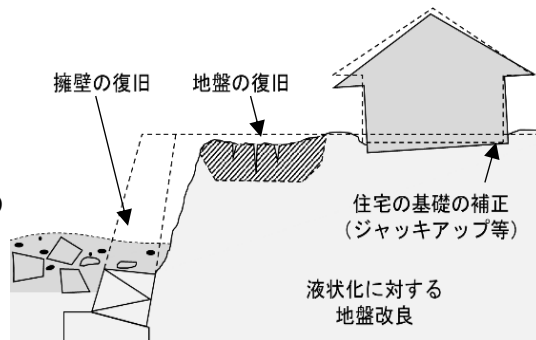
- ・のり面・擁壁の復旧工事
 - ・地盤の復旧工事
- ※復旧工事は原形復旧が原則ですが、構造基準を満たすものへの変更は可能です。

(2) 地盤改良工事

液状化が発生した区域における再発防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

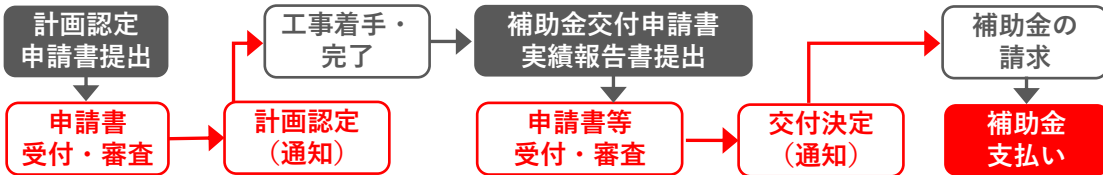
(3) 住宅基礎の傾斜修復工事

住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事



申請フロー

申請者
金沢市



「被災宅地等の相談窓口」のご案内

金沢市ものづくり会館内2階 粟崎地区復旧支援相談窓口

【専用ダイヤル ☎076-208-3085】

〒920-0226 石川県金沢市粟崎町4丁目80番地1

金沢市 危機管理監 危機管理課 被災地区復旧推進室

↓金沢市HP



〈二次元コード〉